

# 企業の取り組み

## コンプライアンス

### 基本的取り組み姿勢

当社は、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つと位置付け、全社的なコンプライアンスの徹底が当社の経営の基盤を成すことを強く認識し、企業活動上求められるあらゆる法令・社内諸規程等の遵守はもとより、社会規範に即した公明かつ公正な企業活動を遂行します。

### コンプライアンスにかかる諸規定

コンプライアンスに関する体制や組織及びその運営方法を定めた基本規程として、2002年に「コンプライアンス規程」を制定しました。また、株式会社 SUBARU が作成したコンプライアンス行動基準となる「コンプライアンスマニュアル」を、社員に展開し SUBARU グループとして、体系的な取り組みを行っています。



### コンプライアンス体制・組織と運営

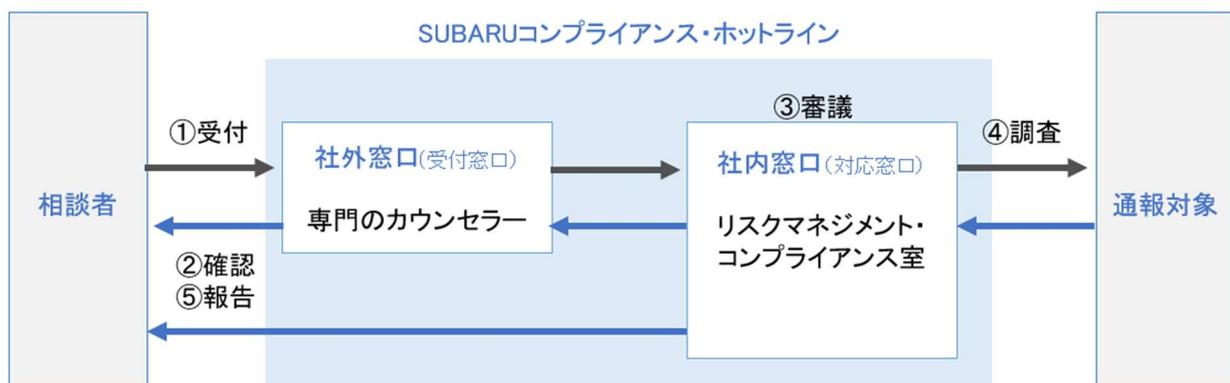
コンプライアンスを推進する全社的な委員会組織として体制を設置し、情報交換、実践計画を作成し、継続的・計画的な自主活動を進めています。

### コンプライアンス・ホットライン制度

当社およびグループ企業などで働く従業員はグループ内のコンプライアンスに関する問題を発見した場合、上司を通じて企業内で解決する方法の他、親会社である株式会社SUBARUの「コンプライアンス・ホットライン」制度を利用して「ホットライン・デスク」に相談することができます。

この制度は通報者の所属・氏名は通報者の同意がない限り厳格に秘匿され、通報したことにより不利益を受けることがないよう十分配慮されます。

#### コンプライアンス・ホットライン(相談・解決の流れ)



# お取引先様との適正取引推進

## 取組方針

当社は、お取引先様と行う価格協議において、お取引先様との価格協議対応を明確化するにあたり「取引先との価格協議ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)を策定し、お取引先様との適正取引の推進に努めています。

## 具体的な取り組み

当社は、以下の考え方に則り、ガイドラインを策定しお取引先様との価格協議を実施しています。

- (1) お取引先様に対し、お取引先様の諸コスト上昇分に関する価格反映の必要性を確認し、その要否について協議します。
- (2) 協議した事実の概要(諸コスト上昇分を価格に反映しない場合はその理由を含む)の書面、電子メール等の記録を電子データで保存します。
- (3) 労務費についての協議では、お取引先様に公表資料に基づいた算定資料を求め、サプライチェーン(Tire2以降)の申し出を考慮し協議します。
- (4) 労務費およびエネルギーコスト等の転嫁のための価格交渉において、その後の取組状況を定期的に経営トップに報告し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示していきます。

令和7年3月1日

スバルテクニカインターナショナル株式会社

代表取締役社長 賚 寛海